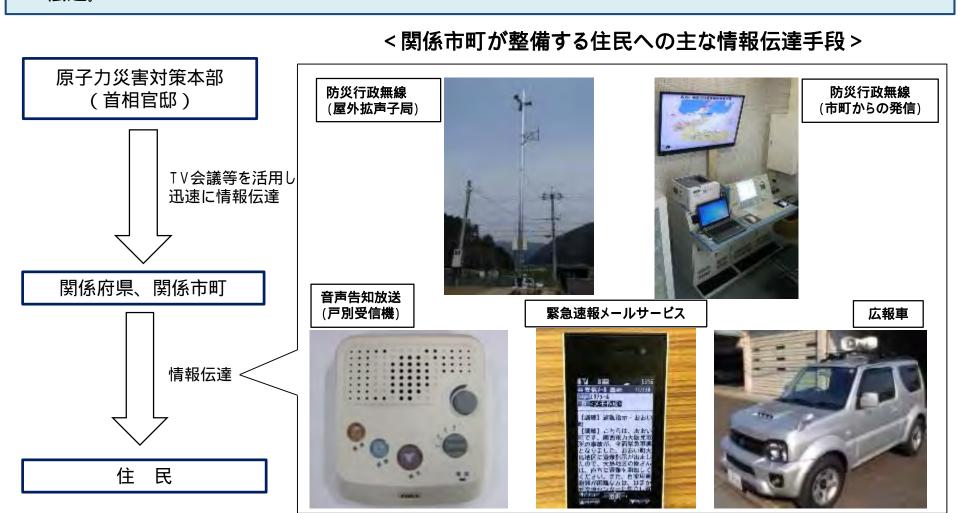
### 住民への情報伝達体制



- Ø 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定30素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- Ø 関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を 伝達。

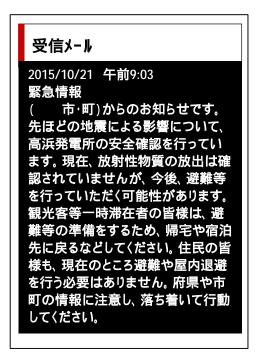


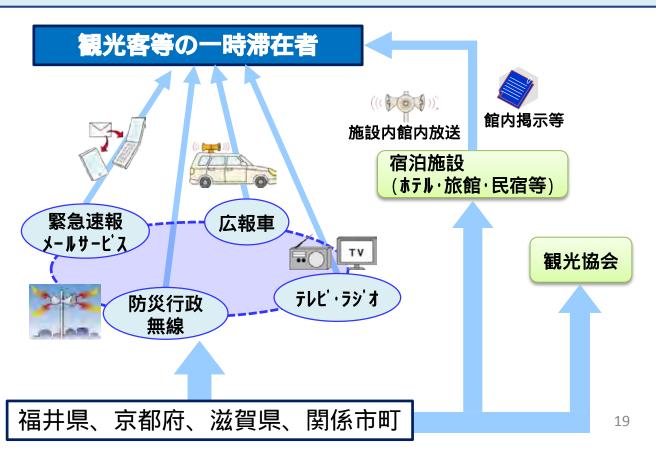
### 観光客等一時滞在者への情報伝達体制



- Ø 関係府県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、帰宅等の呼びかけを行う。
- Ø なお、帰宅等の呼びかけは、関係府県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に伝達(18頁と同様)。
- Ø その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、一時移転、安定30素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

#### 【緊急速報メールサーピス(イメージ)】





### 国の広報体制



- ② 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸 において実 施。 内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明。
- Ø 現地での記者会見についてはオフサイトセンターにおいて実施。
- Ø 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

#### 【主な広報事項】

事故の発生日時及び概要

事故の状況と今後の予測

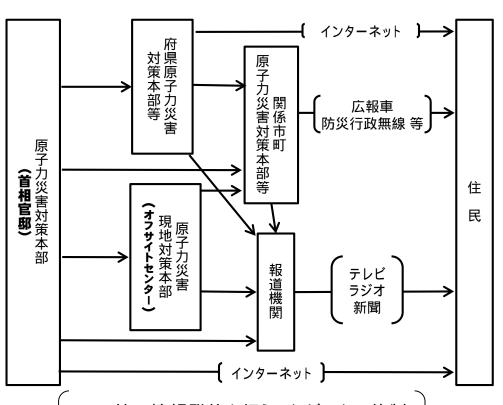
原子力発電所における対応状況

行政機関の対応状況

住民等がとるべき行動

避難対象区域及び屋内退避区域

#### 【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

### 国、関係府県及び関係市町による住民相談窓口の設置



#### 国における対応

② 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。 
② オフサイトセンターでは、関係府県及び関係市町の問合せ対応を支援。

#### 関係府県及び関係市町における対応

Ø 関係府県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、 被災者に対する健康相談窓口(心身の健康相談)等を設置。

#### 住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

事故の発生日時及び概要

事故の状況と今後の予測

原子力発電所における対応状況

行政機関の対応状況

住民等がとるべき行動

避難対象区域及び屋内退避区域

被災企業等への援助・助成措置

被災者からの損害賠償請求(関西電力)

# 4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

#### <対応のポイント>

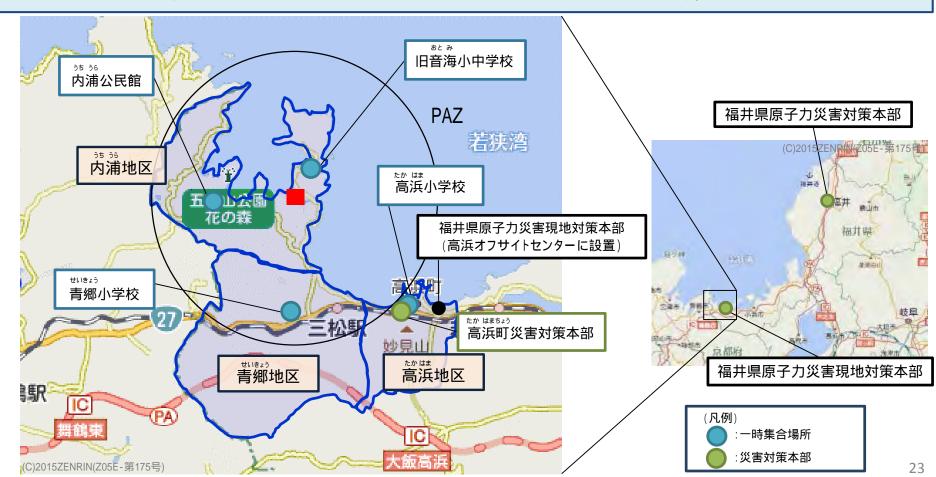
- 1. PAZ内の小·中学校、保育所の児童等については、警戒事態で保護者への引き渡しを実施するが、保護者への引き渡しができなかった児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。
- 2. PAZ内の病院における入院患者及びPAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定めら れた避難先又は近傍の屋内退避施設へ移送すること。
- 3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移 送すること。
- 4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所及び 避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

本章では、舞鶴市の「PAZに準じた避難を行う地域」も含めた対応を記載している。

## 福井県及び高浜町における初動対応



- ② 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に原子力災害警戒本部、高浜オフサイトセンターに原子力災害現地警戒本部を設置。原子 力災害警戒本部に67名、原子力災害現地警戒本部に21名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊 急事態で福井県庁に原子力災害対策本部を設置。
- ∅ 高浜町は、警戒事態が発生した段階で高浜町役場に事故対策本部を設置し、町の全職員を参集。また、高浜オフサイトセンターに事故連絡 室を設置。施設敷地緊急事態で高浜町役場に災害対策本部を設置。
- Ø 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、福井県及び高浜町は避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ内の住民が避難のため集合する一時集合場所を4ヶ所開設し、各々の集合場所に職員4名を派遣。また、高浜町は、避難車両乗車要員としてパス1台につき職員1名を派遣。
- Ø 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



### 高浜町における住民への情報伝達



- PAZ内避難の対象となる3地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所へ派遣された町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により高浜町災害 対策本部と情報を共有。高浜町災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊 急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣された高浜町の職員と避難者の状況や避難誘導 体制等の情報を共有。
- Ø 小·中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は高浜町災害対策本部等から実施。必要に応じ、自 治会長等と協力し、情報伝達を行う。



防災行政無線やケーブルテレビ放送、緊急速報メール サービス等を活用し、住民へ情報を伝達

戸別に受信可能な防災行政無線や音声告知放送を町内

小・中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情 報伝達は、高浜町災害対策本部が実施







高浜町災害対策本部:一時集合施設(一時集合場所) 間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や 衛星携帯電話等で実施





### 京都府及び舞鶴市における初動対応



- Ø 京都府は、警戒事態が発生した段階で京都府庁に原子力災害警戒本部、府中丹広域振興局に原子力災害警戒支部を設置。原子力災害警戒本部に32名、原子力災害警戒支部に43名が参集。また、情報収集等のため、高浜オフサイトセンターに連絡員を派遣。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で京都府庁に原子力災害対策本部を設置。
- Ø 舞鶴市は、警戒事態になった段階で舞鶴市役所に災害警戒本部を設置し、市の全職員を参集。また、高浜オフサイトセンターに現地 災害対策本部を設置する。施設敷地緊急事態で市役所に災害対策本部を設置
- ② 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、京都府及び舞鶴市は避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ(松尾地区・杉山地区)及びPAZに準じた避難を行う地域(大山・田井・成生・野原地区)の住民が避難のため集合する一時集合場所を6ヶ所開設し、各々の集合場所に避難誘導職員2名を派遣。また、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- Ø 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



### 舞鶴市における住民への情報伝達



- Ø PAZ内避難の対象となる6地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- ② 一時集合場所に派遣された市職員、消防職員・団員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により、舞鶴市災害対策本部と情報を共有。舞鶴市災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線(屋外拡声子局、戸別受信機)、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- Ø 消防職員·団員は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣された舞鶴市の職員と避難者の状況や 避難誘導体制等の情報を共有。
- Ø 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は舞鶴市災害対策本部から実施。必要に応じ、自治会長、民生児童委員、 消防団等、地域の協力を得て情報伝達を行う。



防災行政無線や広報車、市ホームページ、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、市災害対策本部が自治会長、民生児童委員、消防団等、地域の協力を得て実施







各地区に派遣された舞鶴市職員、消防職員・団員は、携帯電話や防災行政無線の双方向通信機能等を活用して、市災害対策本部と情報を共有



## 高浜町のPAZ内の学校・保育所の児童等の避難



- Ø PAZ内の5つの小·中学校の児童·生徒(720人)及び3つの保育所の幼児(241人)は、警戒事態に なった時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引 き渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに福井県 又は高浜町が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- Ø 全ての学校·保育所において個別避難計画を策定済。

学校·保育所						
学坛夕	人数(人)					
学校名	児童等	職員	合計			
内浦ుు小学校	2 3	8	3 1			
内浦⑸蚼中学校	7	7	1 4			
青郷峨崎小学校	153	2 0	173			
高浜(たかはま)小学校	2 3 5	2 3	2 5 8			
高浜ౠ中学校	3 0 2	3 2	3 3 4			
小計	7 2 0	9 0	8 1 0			
内浦保育所	1 3	4	1 7			
青郷ෞ保育所	6 7	1 6	8 3			
高浜৷ඎ保育所	1 6 1	3 6	1 9 7			
小計	2 4 1	5 6	2 9 7			
合 計	9 6 1	1 4 6	1,107			

児童等の人数については、 平成29年4月1日現在。

保護者が児童等を引き取り

避難の準備

#### 警戒事態

(1) 避難準備

避難先施設に避難

(2) 児童等の保護者への引き渡し

引き渡しが出来なかった児童等と職員が共にバスで

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

避難先施設 敦賀市立看護大学 他16箇所(県内避難) 兵庫県立宝塚高等学校 他21箇所(県外避難) 避難先で保護者へ 引き渡し

児童等の

引き渡し

避難の開始

27

ン 抗射線 R亢き産協きひへ

#### 高浜町のPAZ内の医療機関及び社会福祉施設の入所者への対応



- Ø PAZ内の医療機関及び社会福祉施設(5施設213人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- Ø 放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院付属介護老人保健施設については、入所者等の避難に必要な体制が整うまで自施設内の放射線防護対策区域に移動し、屋内退避を実施。受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、引き続き放射線防護対策区域で屋内退避を実施。
- Ø 高浜ケアサポート、青葉苑、高浜つ⟨し寮の入所者については、受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者がいる場合、近傍の放射線防護施設に収容。
- Ø 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、福井県が受入先を調整。

#### 避難元施設

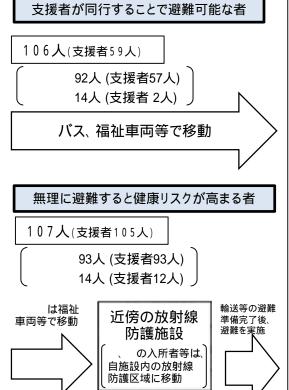
< PAZ内 5 施設の入所者等の避難の考え方>

避難先施設

<b>\</b> /JX:			
番号	施設種別	施設名	入所定員 病床数
	病院	若狭高浜病院	1 1 5
		若狭高浜病院附属 介護老人保健施設	/ ()

#### 計 185人(職員数150人)

		A1	
番号	施設種別	施設名	入所定員 病床数
	有料老人ホーム	高浜ケアサポート (であいの郷)	1 4
	生活支援ハウス	青葉苑	9
	共同生活援助	高浜つ〈し寮	5
		計 28人(職員	数 14人)



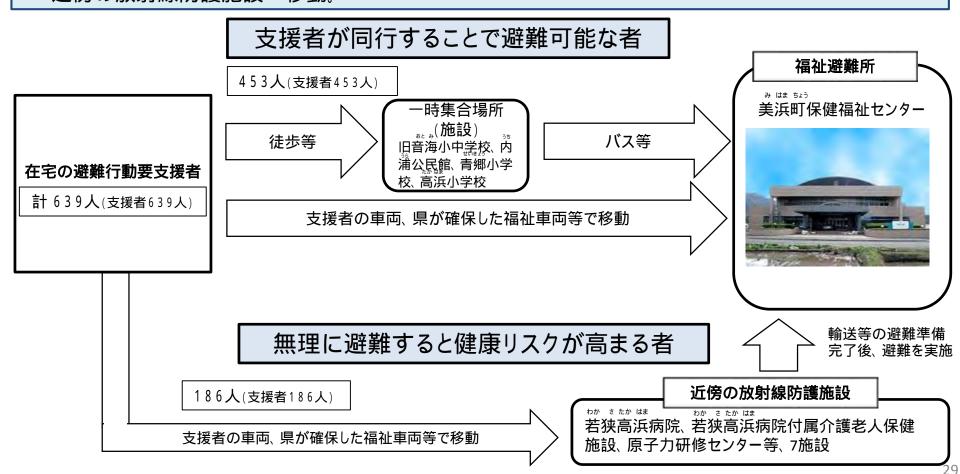
ı			
	番号	施設種別	施設名
			市立敦賀病院(敦賀市)
	1   病院 	病院	国立病院機構 敦賀医療センター(敦賀市)
		△娂≠Ⅰ	湯の里ナーシングホーム(敦賀市)
	2	, 介護老人 - 保健施設 -	リバーサイド気比の杜(敦賀市)
			気比の風(敦賀市)

番号	施設種別	施設名
3	介護老人	端りで 常盤荘(敦賀市)
4	福祉施設	A 盛社 (教員印)
5	障害者 支援施設	敦賀市立やまびこ園(敦賀市)

### 高浜町のPAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応



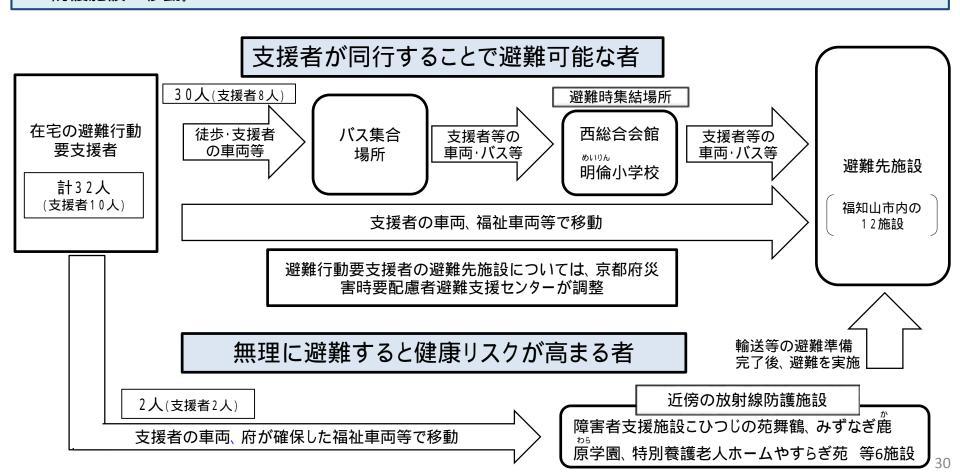
- 高浜町では、在宅の避難行動要支援者639人全ての者について、あらかじめ避難先を決めてあり、 要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。緊 急時に万が一、支援者が対応することができないような場合には、関係市町職員、自治会、消防職 員・団員等の協力により対応。
- Ø 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はパス等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は県が確保した福祉車両等で、 近傍の放射線防護施設へ移動。



### 舞鶴市のPAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応



- Ø 舞鶴市では、在宅の避難行動要支援者32人のうち10人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、支援者の確保に向け調整中。また、支援者を確保できない場合においても、行政職員、自治会、消防職・団員等の協力により避難等ができる体制を整備。
- Ø 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はパス等で避難先へ移動。 まいづる し
- Ø 避難行動要支援者の避難先については、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が舞鶴市と連携の上、避難行 動要支援者の態様に応じて府内の施設を調整・確保。
- Ø 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は府が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。

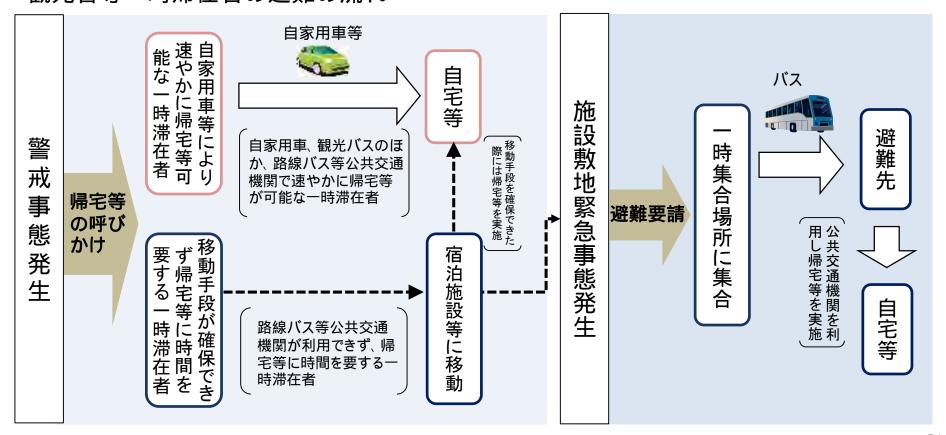


### PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等



- ② 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等を呼びかける。
- Ø 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅 等を開始。
- Ø 路線パス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、 宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時 集合場所に集まり、福井県や関係市町が確保した車両により避難を実施。

#### < 観光客等一時滞在者の避難の流れ >



### PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数



Ø PAZ内の観光施設における日間入場見込み人数は約700人程度、民間企業(従業員30人以上)は 9社(約480人)存在。 高浜発電所関連企業を除く

#### <PAZ内の観光施設の状況>

	地区名	施設	入場見込人数(人)
福井県	高浜地区	城山公園	5 0 0
たかはませきょう	内蒲地区	五色山公園	1 0 0
1-577			計 600人
京都府	松尾地区	松尾寺	100
舞鶴市			計 100人

- 1 福井県については入場ピーク時(8月) の入場者数を基に算定
- 2 京都府については平成28年の年間実績を基に算定

[合計] 700人

3 入場者の9割以上が自家用車を利用

### < PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況 >

地区	民間企業	<b>従業員数</b> (人)
	飲食料品小売業(2社)	1 1 5
たかはま	家具·装備品製造業(1社)	6 9
高浜地区	医療業(1社)	1 2 7
	社会保険·社会福祉·介護事業(1社)	5 2
	合計	3 6 3

地区	民間企業	<b>従業員数</b> (人)
せいきょう	総合工事業(1社)	4 2
青郷地区	家具·装備品製造業(2社)	4 2
	よう業・土石製造業(1社)	3 0
	合計	114

2

合計:9社 約480人

民間企業の従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

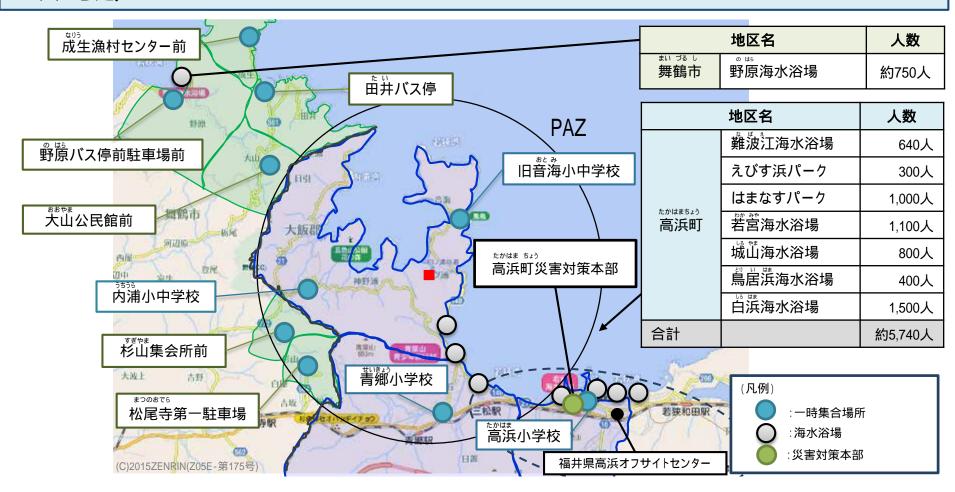
高浜町内浦地区及び舞鶴市には、発電所関連企業を除き、従業員30人以上の規模の事業所なし

出典:平成26年経済センサス

### PAZ内の海水浴場及び入場者の数



- ② 高浜町ではPAZ内に海水浴場が7か所あり、平成28年度シーズンの1日当たりの最大入込客数は約5,740人。
- Ø 高浜町の海水浴客の交通手段は、対象となる海水浴場周辺の駐車場利用率によると全体の約9割が自家 用車利用で、残りの1割が貸切パス及び公共交通機関を利用。(平成28年度観光客入込調査 高浜町)
- Ø 舞鶴市ではPAZに準じた避難を行う地域に海水浴場が1か所あり、1日当たりの想定最大入込客数を約750人と想定。



### 高浜町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力



Ø 高浜町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約3,210人(うち支援者数639人を含む)について、バス64台、福祉車両48台(ストレッチャー仕様8台、車椅子仕様40台)。

	想定対象		必要車両台数 1		
	人数	パス ²	<b>福祉車両</b> <sup>3</sup> (ストレッチャー仕様)	<b>福祉車両</b> <sup>3</sup> (車椅子仕様)	備考
学校・保育所の児童等の避難	児童等961人 + 職員146人 ( = 1,107人)	25台 (児童等961人 + 職員146人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少 【資料P27】
医療機関・社会福祉施設の入所者の避 難	入所者数106人 + 職員数59人 (=165人)	3台 (入所者70人 + 職員23人)	0台 (入所者0人 +職員0人)	18台 (入所者36人 + 職員36人)	放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院付属介護老人保健施設(149人(入所者92人+職員57人))については、自施設内の放射線防護区域に移動し、入所者等の避難に必要な体制が整うまで屋内退避を実施。 【資料P28】
医療機関・社会福祉施設の入所者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者及びその支援者の避難 4	入所者数14人 + 職員数12人 (= 26人)	0台 (入所者0人 + 職員0人)	4台 (入所者14人 + 職員12人)	0台 (入所者0人 + 職員0人)	放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院付属介護老人保健施設(186人(入所者93人 + 職員93人))については、自施設内の放射線防護区域に移動するため、車両は不要。放射線防護対策が講じられていない施設は、放射線防護施設に輸送。近距離のためピストン輸送(4往復)を想定【資料P28】
在宅の避難行動要支援者の避難	453人 + 支援者453人 ( = 906人)	21台 (要支援者453人 + 支援者453人)	0台	0台	支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少 【資料P29】
在宅の避難行動要支援者のうち、無理 に避難すると健康リスクが高まる者及び その支援者を放射線防護施設に輸送 4	186人 + 支援者186人 ( = 372人)	0台	4台 (要支援者15人 +支援者15人)	22台 (要支援者171人 +支援者171人)	放射線防護施設に輸送 近距離のためピストン輸送(4往復)を想定【資料P29】
観光施設から避難する一時滞在者	60人 (600人×0.1)	2台	0台	0台	1日あたりの観光客数600人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成28年度観光客入込調査高浜町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P32】
海水浴場から避難する一時滞在者	574人 (5,740人×0.1)	13台	0台	0台	1日あたりの海水浴客5,740人のうち、9割以上が自家用車で 訪問している(『平成28年度観光客人込調査高浜町』)ことを 踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。[資料P33]
合 計	3,210人	64台	8台	40台	

- 1 数字は現段階で高浜町が把握している暫定値
- 2 バスは1台あたり45人程度の乗車を想定
- 3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定
- 4 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避(放射線防護施設から避難する場合には、別途車両の確保が必要)

### 高浜町における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保



Ø 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難等のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、高浜町、おおい町、小浜市内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。

			確保車両台数	<b></b>	
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	備考
(A)	必要車両台数	64台	8台	40台	
(B)	確保車両台数	計64台	計8台	計40台	
確	たがはまちょう ちょう お はま し ・高浜町、おおい町、小浜市 ・医療機関、社会福祉施設、社会福 祉協議会(高浜町、おおい町、小浜市)	2台	5台	2 4 台	保有車両台数 バス13台 福祉車両(ストレッチャー)10台 福祉車両(車椅子)60台
保   保   先	れいなん バス会社(福井県嶺南地方)	53台	-	-	保有車両台数 バス 187台
	関西電力	9台	3台	16台	保有車両台数 バス10台 福祉車両(ストレッチャー、車椅兼 用)21台 福祉車両(車椅子)4台

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

### 舞鶴市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力



Ø 舞鶴市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約127人(うち支援者数 10人を含む)について、バス6台、福祉車両8台(ストレッチャー仕様8台)。

	想定対象	必要車両台数 1			
	人数	バス <sup>2</sup>	福祉車両 <sup>3</sup> (ストレッチャー仕様)	福祉車両 ³ (車椅子仕様)	備考
学校・保育所の児童等の避難		į	該当施設なし		
病院・社会福祉施設の入所者の避難		į	該当施設なし		
在宅の避難行動要支援者の避難 4	30人 + 支援者8人 (= 38人)	3台	6台	0台	・支援者の車両での避難によりその分 必要車両台数は減少 ・必要に応じて放射線防護施設に輸送 【資料P30】
無理に避難すると健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護施設に輸送	2人 + 支援者2人 (= 4人)	0台	2台	0台	・支援者の車両での避難によりその分 必要車両台数は減少 【資料P30】
観光施設から避難する一時滞在者	約10人 (100人×0.1)	1台	0台	0台	1日当たりの観光客数100人のうち、9 割以上が自家用車で訪問している(『平成28年度観光客入込調査舞鶴市』) ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P32】
海水浴場から避難する一時滞在者	約75人 (750人×0.1)	2台	0台	0台	1日当たりの海水浴客750人のうち、9 割以上が自家用車で訪問している(『平成28年度観光客入込調査舞鶴市』) ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。[資料P33]
合 計	127人	6台	8台	0台	

- 1 数字は現段階で舞鶴市が把握している暫定値
- 2 パスは1台当たり45人程度の乗車を想定
- 3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定
- 4 バスについては、PAZ(松尾・杉山地区)に1台、PAZに準じた避難を行う地域(光山地区、由井地区、成生地区、野原地区)に2台の配車を想定
- 5 無理に避難すると健康リスクが高まる者については、近傍の放射線防護施設で屋内退避

### 舞鶴市における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保



Ø 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難のために、舞鶴市が保有する車両のほか、舞鶴市内のバス会社等が保有する車両、舞鶴市内のタクシー事業者が保有する車両により、必要車両台数を確保。

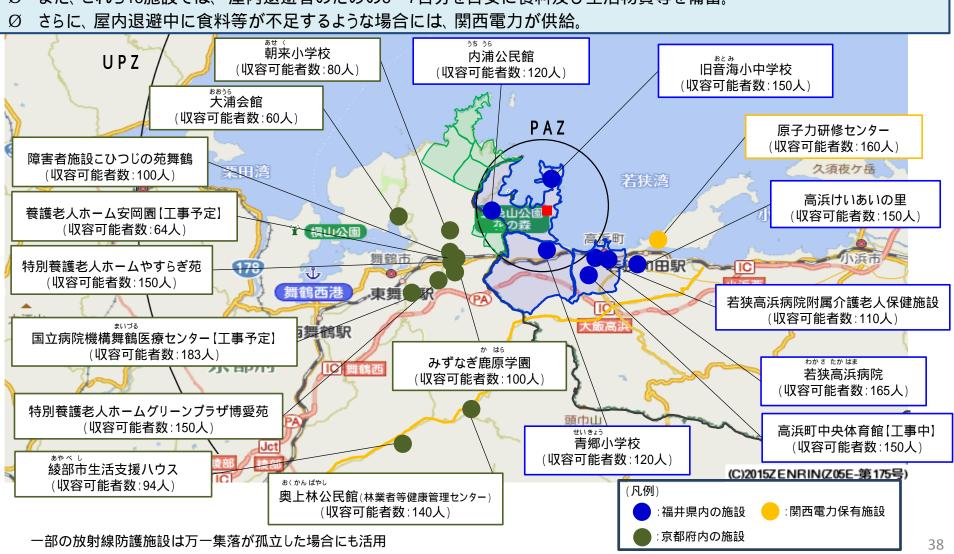
			確保車両台数		
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	備考
(A)必要車両台数		6台	8台	0台	
(В	)確保車両台数	計6台	計8台	計0台	
	舞鶴市	3台	1台	0台	保有車両台数 バス3台 福祉車両(ストレッチャー、車椅子兼 用)6台 福祉車両(車椅子)3台
│ │確 │保 │先	舞鶴市内のバス会社、社会福祉施設	2台	1台	0台	バス会社等の保有車両台数 バス79台(乗合含む) タクシー95台 社会福祉施設の保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー)42台 福祉車両(車椅子)59台
	関西電力	1台	6台	0台	保有車両台数 バス10台 福祉車両(ストレッチャー、車椅子兼 用)21台 福祉車両(車椅子)4台

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

### 避難を行うことにより健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応



- Ø 避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まる者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設(工事中、工事予定の施設を含め合計18施設)へ収容。
- ② これらの18施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計約1,849人(工事中、工事予定の施設を除く)を収容可能。
- Ø また、これら18施設では、屋内退避者のための3~7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。



### 自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策



- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用出来な い場合は、PAZの福井県、京都府、高浜町、舞鶴市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復 旧作業を実施。
- Ø また、UPZの福井県、京都府及び関係市町においても同様に、避難道路が自然災害等により使用出来ない 場合には、代替路線を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- Ø 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被 害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

